

事務連絡  
令和3年8月6日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省 高等教育局  
私学部 私学助成課

### 私立学校情報機器整備費補助金の計画調書の提出期限の再延長について

日頃より私学振興に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記については、令和3年5月31日付け事務連絡<sup>1</sup>において、計画調書の提出期限を7月30日まで延長することとしましたが、令和3年7月14日付け事務連絡<sup>2</sup>に記載のとおり、1人1台端末の整備を検討されている場合には、計画の前倒し等の検討を行っていただき、今年度中に応募していただくよう、周知いただいたところです。

その結果、提出期限の延長を希望される学校が一定程度存在することが分かりましたので、引き続き計画調書を受け付けることといたします。

つきましては、所轄の私立学校（学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）に改めて周知いただきますとともに、計画調書を取りまとめの上、御提出願います。

### 記

#### 1. 対象事業

○私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒1人1台端末の整備事業（義務教育段階））（令和3年3月31日付け2高私助第44号）

○私立学校情報機器整備費補助金（家庭学習のための通信機器整備支援事業・学校からの遠隔学習機能の強化事業・GIGAスクールサポーター配置促進事業・私立学校入出力支援装置購入事業）（令和3年3月31日付け2高私助第45号）

○私立学校情報機器整備費補助金（児童生徒1人1台端末の整備事業（高等学校段階））（令和3年4月14日付け3高私助第2号）

#### 2. 提出期限

○別紙1（都道府県において作成）、各様式（学校法人において作成）及び必要書類  
令和3年11月12日（金）

※申請内容の確認に時間を要するため、提出期限に関わらず、準備が整い次第、提出してください。

<sup>1</sup> 私立学校情報機器整備費補助金の計画調書の提出期限延長について

<sup>2</sup> 私立高等学校等におけるICT環境の整備状況調査の結果について（通知）

### 3. 募集内容、様式等

○上記1. の各通知と同様とします。

○申請に当たっては、令和3年5月31日付け事務連絡<sup>1</sup>のQ&Aを参考にしてください。

### 4. その他

○本事業に係る予算については、令和2年度に確保し、その執行残額を令和3年度に繰り越した経費であり、令和4年度へ再度繰り越すことは困難と見込まれていることから、所管する学校法人において1人1台端末の整備を検討されている場合には、計画の前倒し等の検討を行っていただき、今年度中に応募していただきたいと考えております。

○本事業は「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を踏まえ編成されたものであり、補助金執行の迅速性を確保するため、緊急性の観点からやむを得ず交付内定前に契約を行ったものに関し、令和3年度内の契約であれば補助対象として扱うこととしています。ただし、他の補助要件を満たしていることが前提であることに留意する必要があります。

<担当>

文部科学省 高等教育局 私学部

私学助成課 助成第四係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (内線 2547)